

独立行政法人国立高度専門医療研究センターの理事長の公募 について(厚生労働省案)

1. 独立行政法人国立高度専門医療研究センターの理事長人事に関する対応方針について

① 国立がんセンター以下、6箇所のナショナルセンター(※)については、平成22年4月より、独立行政法人として発足。

※ 国立がんセンター、国立循環器病センター、国立精神・神経センター、国立国際医療センター、国立成育医療センター、国立長寿医療センター

② 厚生労働大臣の指示事項

- 理事長も含め、理事は全て公募する
- 理事数は、必要最小限とする
- 理事長等の給与については、現在の総長等相当職に係る俸給月額決定方法により得た額を超えないものとする方向で調整
- 監事については、非常勤とする

③ 公募による任命

職務内容書の作成や公平性及び透明性を確保するため外部有識者による選考委員会を設置し選考する。

2. 具体的取扱い

上記②を踏まえて、当該法人の理事及監事については、公募することとするが、理事長(予定者)については、法人移行に向けて早急に移行準備(就業規程等)の業務を行う必要があることから、以下のとおり先行させる。

(公募方法)

① 内閣官房ホームページに「独立行政法人高度専門医療研究センター理事長の公募について(お知らせ)」を掲載。

② 厚生労働省及びナショナルセンターのホームページにおいて、詳細情報(職務内容書、公募手続きなど)を掲載。

③ スケジュール(案)

公 募 12月 7日～12月16日

選 考 12月17日～12月25日

任 命 年内に理事長予定者として指名(理事長任命は、法人移行時)